

○泰阜村ひとねる条例

平成 26 年 3 月 28 日条例

第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本村の過疎化及び高齢化を緩和するため、若者人口の増加を図るとともに、若者が安心して子育てができ、生活しやすく活力ある村づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において用いる用語の定義は次による。

- (1) 若者とは、おおむね 16 歳以上 45 歳以下の者をいう。
- (2) 居住とは、本村に専ら生活の拠点を置いている状態をいう。
- (3) 定住とは、本村の住民基本台帳に登載されかつ継続して居住することをいう。

(基本施策)

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため次の施策を基本に積極的に事業を展開する。

- (1) 若者の定住意識の高揚により地域の活性化を図るため、若者を村づくりに積極的に参画させる。
- (2) 若者が安心して子どもを産み、子育てができるよう必要な支援策を講ずる。
- (3) 若者の定住を促進するため、安定した生活を営む上で必要な基礎的条件を整備する。
- (4) 若者の定住を促進するため、必要な援助を講ずる。

(若者子育て支援事業)

第 4 条 村長は若者が安心して子育てができることに對し支援するため、前条の施策を実施するとともに、次の事業に補助金、助成金、報償金、祝金、手当の交付(以下「補助金等」という。)を行う。

- (1) 住宅新築等に関する事業
  - ア 住宅新增改築補助事業
  - イ 住宅用地取得補助事業
  - ウ 持家助成事業
- (2) 若者人口増加促進に関する事業
  - ア 結婚祝金事業
  - イ 結婚転入助成金事業
  - ウ 中学入学祝金事業
  - エ 出産祝金事業
  - オ 村営住宅家賃助成事業
  - カ 通学定期助成事業

(3) その他村長が特に必要と認めた事業

2 前項各号の助成金等の額及び支給要件その他は別に定める。

(交付対象者)

第5条 この条例に基づく補助金等の交付対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 本村に居住及び住所を有し、かつ、定住の意思がある者

(2) 村税又は村に納付すべき負担金等を滞納していない者

(3) 村長が適当と認める者

2 前項各号に掲げるもののほか、各事業ごとの対象者は別に定める。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月27日条例第8号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則(平成31年3月19日条例第2号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月28日条例第11号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。